

○東御市部活動地域移行検討委員会設置要綱

令和6年3月26日

教育委員会告示第2号

(設置)

第1条 少子化の中で将来に渡り子どもたちがスポーツ、文化及び芸術に親しむ機会を確保するとともに学校の働き方改革を踏まえた部活動改革の推進に当たり、関係者から意見を聴取するため、東御市部活動地域移行検討委員会（以下「検討委員会」という。）を置く。

(聴取事項)

第2条 検討委員会は、委員から次に掲げる意見を聴取するものとする。

- (1) 部活動の地域移行に向けた生徒及び保護者の意向に関すること。
- (2) 地域クラブ活動の指導者や関係団体に関すること。
- (3) 地域クラブ活動の受け皿となる団体に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、部活動の地域クラブ活動への移行に関する事項

(設置期間)

第3条 検討委員会の設置期間は、令和8年3月31日までとする。

(組織)

第4条 検討委員会の委員は、学校関係者、保護者、関係行政機関、関係団体、有識者等のうちから東御市教育委員会が選任する。

(会議)

第5条 検討委員会の会議は、必要のつど東御市教育委員会が招集し、議事の整理は、教育次長が行う。

- 2 検討委員会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、参考意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 検討委員会の庶務は、東御市教育委員会事務局教育課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、東御市教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月26日教育委員会告示第2号）

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。